

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 福祉サービス機構株式会社 (認証番号: 20地福第1389-3号)
訪問調査 実施日： 平成22年12月16日(木)

②事業者情報

名称:(法人名) 西尾市 (施設名) 室場保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 近藤 恵子	定員(利用人数): 90名
所在地: 〒445-0005 愛知県西尾市室町中屋敷95	TEL 0563-52-1147

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>豊かな自然環境、名産の抹茶、やさしく思いやりのある土地柄など、その素晴らしい環境の中で生きていることを、子どもたちが感じられるように保育に取り組まれている。それを実現するためのキーワードを『つながりを大切に』として、実践されている。園長等幹部が今年度4月に辞令を受けたばかりだが、それゆえ現場目線で取り組まれており、職員とのコミュニケーションも十分にとれていると感じられた。まず何より園長自身が、この園に惚れ込んで前向きに取り組まれている。子どもたちや職員にとって居心地のよい園になるように、園長はじめ職員が一体となり、前進していこうという前向きな園である。子ども一人ひとりに関心をもって取り組まれ、行事なども含め、できたときにやってきてよかったという達成感を感じさせ、その中から、また皆でやろうという気持ちを醸成するような保育に取り組まれている。できる出来ないという点に着目するのではなく、園の保育目標のひとつにあげている「・・・する子」という本人のやろうという気持ちを育てるということを大切にされている。職員も前向きに取り組まれており、チームワークの姿勢が出ている。子ども、保護者、職員がアットホームでのびのびした雰囲気広がっている。グループ別少人数の参観の実施もされており、保護者にも一時先生を体験する場を設けたり、保育参加を少人数で設定しているため、子どもたちの日常の姿をみることができると、保護者にも好評である取組みを実施されていた。保護者へ家での姿とは違う子どもの成長している姿を見せることや伝えることで、子どもの成長には、園だけでなく、家庭、地域との連携が大切と意識するような実践をされている。今後も、園だけでなく、保護者だけでなく、地域を含めて育てて行くという前向きな姿勢を続けていただき、近々予定されている新園舎となっても、この良さである『つながりを大切に』していただきたい。</p> <p>公立ゆえではあるが、計画的な取組み視点が弱い。当然、市の計画の枠内とはいえ、園の理念を掲げ、それを実現するために、目指すべき中・長期的を立て、その実現のため年度では何をやるかという計画的な視点が必要である。中長期経営に必要な経営面、コストバランス等の分析という視点、経営的には必須の福祉ニーズ・地域ニーズなどの情報の把握や分析、それを踏まえた事業計画、計画の進捗状況、目標の達成状況、計画の評価などの取組みについて、園としては受身状態と感じた。例えば人材育成側面でも中長期計画という視線が必要と感じていただければ幸いである。園として必要な情報を目的をもって実施され、それに必要な課題点等を明確にされることで、全てが有機的に繋がっていくと思われる。期待したい。</p>
--

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>当市では公立園として初めての第三者評価受審でしたが、全職員で一つ一つの項目について読み合わせをし自己評価結果を報告し合ったことで、お互いの仕事への理解が深まり、その後も保育士がクラスの子とも一緒に調理員へ「おいしかったよ、ありがとう」とメッセージを伝えるという場面等もたくさん見られるようになりました。よりいっそう職員間の絆が強くなった気がします。これは、受審がもたらしたものだ実感しています。また今後は、評価していただいたように「地域、保護者、園とのつながり」を大切に保育所運営に取り組み、一歩ずつ前に進みたいと思います。</p>

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	㉠ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	㉠ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	㉠ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ㉠ ・ c

評価機関のコメント

西尾市の基本理念、めざす子ども像、保育目標を受け、当園では、『つながりを大切に』をキーワードして、自然とのつながり、保護者とのつながり、地域とのつながりとして、それぞれの具体的な活動内容を通じ、イメージが湧くようにリーフレットもつくられている。職員にも具体的な園としての保育目標をわかりやすく5項目として示している。この目標を考える際も、職員と話し合いながら、「・・・ができる子」という表現から、「・・・する子ども」という表現にするなど、より想いが伝わるようにしている。ただ、保護者に対する説明としては入園式等での場にとどまり、あとは日常の活動で判断していただくという姿勢であるが、その周知状況の確認や継続的な取り組みとしては弱く、検討が求められる。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ b ・ ㉠
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ㉠ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ㉠ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ㉠ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ ㉠ ・ c

評価機関のコメント

市の理念を受け、園の理念を定めている。この理念や方針を実現するために中長期計画を作成するものであるが、事業計画の段階では、市の中長期計画との連携として、園としての理念・方針とのつながりが明確とは言い難かった。ただ、話としては、園としてのやっていくべき道筋、課題や問題点を解決するためのイメージは持たれていた。公立の制約があるとしても、人材育成など可能な範囲内で園としての道筋といえる中長期計画を明文化し、意識の統一化に努められたい。P-D-C-Aサイクルを意識して進められ、中長期計画として示すことで、職員の目指すべき方向性が明確になり、計画の進捗などの管理ができることとなる。本来、この中長期計画を踏まえた事業計画という趣旨であるが、今回は、西尾市次世代育成支援行動計画を中長期計画として位置づけて、事業計画があったとした。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

園長の役割は、規程で明示され、自らの信頼に対する評価も職場診断アンケートで把握している。遵守すべき法令については、直接保育に関わるものを押さえているものの今一度、保育所運営に関わる法令を見渡され、まず、遵守すべき法令をリストアップからはじめられたい。保育の質を高める取り組みとしての情報収集については、イベント後のアンケートの実施や保護者の懇談としている。サービスの質の評価には、なかなか面と向かって要望が言えない方の保護者の要望や、専門的な目線なども含めた多面的に把握することも検討されたい。また、経営側面で把握すべき点もある。その側面からの情報収集によりコストバランス等も把握できることとなるため、ぜひ取り組まれたい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ Ⓒ

評価機関のコメント

公立ということがあり、経営という観点が薄いと思われた。そのため情報源も、市全体の調査結果やデータということであり、園を取り巻く地域情報、構成の変化、潜在的利用者の状況などの把握が弱かった。これらの情報を踏まえることで、経営状況の分析ができるのであり、そこから浮かび上がった点が課題となり、事業計画への反映としてつながっていくものである。公立ゆえ適切なデータが、民間よりも入手しやすいという利点を活かし、これらのデータを分析しぜひ生きる情報となるような工夫が求められる。外部監査については、指導監査や第三者評価とは目的が異なる。本来の目的を把握されたい。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	Ⓐ ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

公立のため、市としての人事管理、人事考課の仕組みでされている。能力・取組姿勢評価着眼ポイントや成績評価制度の手引きによる能力評価、取組姿勢評価、成績評価などが実施されている。職員意向ヒアリングもされている。福利厚生や健康維持にも体制があり、実施されている。ただ、人事考課の目的は査定だけにとどまらず、次なる人材育成につなげていくものであり、可能な範囲で明確なフィードバックがなされることで、個々の次なる目標も明確になる。市共通の仕組みであり、制約はあろうが、市として共通で求められる点だけでなく、園としてのめざすべき人材像もあろう。現状の仕組みを活用し、ぜひ人材育成という観点にも活かしていただきたい。

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑤ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑥ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑦ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	Ⓐ ・ b ・ c
	II-3-(1)-⑧ 不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

安全管理におけるマニュアル等は整備されており、安全チェックなども実施されている。公立の他園とも主任クラスで保育研究会も定期的にされており、マニュアルの周知だけでなく、感染症や事故などの事例研究などを通して、より深くリスクに備える体制がとられている。衛生上のリスク、感染症リスク、急病や不審者の侵入、虐待への対応、交通安全など、広くリスク範囲を取られている。状況によっては、家庭通信や園だよりなどを通じ、保護者にも注意喚起も行われている。また不審者の侵入や非常災害等に対する実際の訓練も実施されている。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	a ・ Ⓑ ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	a ・ Ⓑ ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園の方針として地域とのつながりを掲げ、地域の方にご協力していただいたり、園長も地域の会合に積極的に参加し、かかわりを大切にしている。機能の還元として、ちびっこサークル活動などを実施している。ボランティアについても、お茶の先生、花壇の手入れ、学生等の受け入れなどを行っている。しかし、ボランティアを受け入れるためのマニュアルはなく、明確な受け入れ基本姿勢や体制まではされていない。社会資源については、体系的に図示されており、職員にも把握しやすいようになっている。つかんだ福祉ニーズに基づく事業活動はされているが、定期的・具体的な福祉ニーズの把握するための主体的な活動が一面的なため、地域の福祉ニーズを適切に把握する仕組み、データの分析などをすすめられたい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

理念、方針に本人を尊重する姿勢が示されており、具体的な指示のもと共通の理解をするように取り組まれている。保護者の意向把握としては懇談会や就学への相談対応等であるが、利用者満足の向上を意図した仕組みとまでは言い難い。意見箱の設置や相談受付日の広報がされ、相談実施時は職員室とは別の部屋を相談室にするなど配慮されている。個別対応による相談・対応についても迅速に対応されている。ただ、お世話になっているという気持ちから意見として言いにくいのが保護者の心理であることも多く、要望が出しやすい仕組みを検討されるのも一案である。
--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	a ・ b ・ ㉔
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	a ・ b ・ ㉔
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

今回初めて第三者評価を実施しサービスの評価を始めた段階である。今後、これらの評価の結果に基づき、改善案や計画に展開されることが期待される。標準的な実施方法について、毎年1月以降に見直しする仕組みで実施されている。サービスの実施状況の記録や管理体制については、西尾市個人情報保護事務取扱要領に従い、適切に対応されており、情報の共有についても、毎月の定期的な職員会での報告や回覧などで情報を共有している。記録管理等については、規定化されているが、サービスについては、一部を除き標準的な実施方法は文書化されてない。保育士個人ごとのスキルに依存している状態であるが、人事異動があっても一定のレベルを保てるような工夫としての文書化などを進められたい。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用希望者に、事前説明会の実施や見学会の実施などを通じ、必要な情報の提供と情報の場を設けている。サービスの開始にあたり『保育園入園のご案内』で説明し、その上で保護者が市に申込をしていることをもって同意を得ているとしている。公立の仕組みであり、独自に説明書を作成したものに対する個別の同意書等を取るなどの仕組みはできていない。ここでの説明と同意には、金銭面など市で統一の事務的な面だけでなく、当保育所での理念に基づいて、具体的にこのようにサービスを提供しますという約束事を文面にし、その上で、お互いに納得して保育をするという主旨である。このことにより、保護者にも、子どもの成長には、保育所と家庭と連携しながら取り組むべきということの動機づけとなるという副次的効果も見込まれる。保育所の変更や家庭への移行が発生する場面では、個別の記録など必要な文書の写しを渡してサービスの継続性について配慮されている。必要に応じて、保護者の承諾を得た上で、前の園に情報を尋ねることもするなど、サービスの継続についての配慮がなされている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	㉔ ・ b ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

アセスメント(身体状況や生活状況等やニーズを把握し、課題分析するための文書)としての特別な書類は作成していないが、事前に把握する入所面接結果書や入所までの生活状況、保育の記録などを活用し、課題を明確化するようにされている。これに基づき、サービス実施計画を適切に策定されており、その実施計画について定期的に評価・見直しも適切に実施されている。ただ、計画の元となるアセスメントについて、1年後など成長した際の再アセスメントの実施が、いつ誰が行ったのかということが不明確であった。日頃の観察を通じて感じた点などは、日々の記録や記憶などである。現実的には、これらの書類を踏まえて分析するには、各担任などの読み取る力に左右されそうであると見受けられたこと、また特に、入園後の再アセスメントについては、引継や各保育士個人のスキルに頼るところが大きく、園として統一的に課題分析できる仕組みとしては弱く感じられた。園としてのアセスメントの意味合いを今一度整理され、手順などを整理されることが期待される。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	a ・ ① ・ c	
Ⅲ-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(1)-⑤ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(1)-⑥ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関わられるような取組がなされている。	保 70	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	非該当	
Ⅲ-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	非該当	
Ⅲ-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	① ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当	

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ ② ・ ③

評価機関のコメント

日常的な情報や連絡ノートや送迎時にて口頭にてコミュニケーションをとられており、必要に応じて個別には懇談などの場も設定され、保護者との情報交換もされている。健康・歯科検診の結果のみならず、日常的観察で把握した点も、記録にするとともに、適宜、保護者に口頭や帳面でお知らせし、歯磨きの指導などを通して家庭保育に反映できるようにしている。ただ、健康管理マニュアルとしてはない。食事は、季節に併せてテラスなど食べる場所をかえる等様々な工夫をしている。収穫した野菜を使う等関心を高める工夫をしている。当日も厨房のおいしそうなおいを受けて、食事のことを子どもに話しかける等、食事に興味を高めるような対応をされていた。家庭環境や身体的成長の違いを把握し、子ども達にも温かくおだやかに接していた。排泄も一人ひとりのリズム等に配慮している。失敗した時も、傷つけないような声かけや他のこどもから見えない所で着替えるなど場所の配慮をしている。スペース、時間、働きかけなど、発達段階に合わせた工夫がされている。また、保育士自身が楽しそうな姿を見せて子供達に関心を高めさせる工夫もされていた。恵まれた自然環境の中で、遊びや生活を通じ人間関係が育つように配慮されており、まさしく”つながり”を実践されている。人権、文化の違い、性差へ先入観削除の配慮等についても日常的配慮とともに、研修等も行っている。障がい児保育園も24年度合併の方向性に向けて、現在も交流事業を行ったりし、”気になる子”としていことから、障がいもその子の一人一人の個性としてとらえ、偏見とならないような配慮が日頃の言葉の中でもあらわされている。一般的な保育参観だけでなく、グループ別少人数の参観の企画も実施されており、保護者も一時先生を体験する場を設けたり、この場が少人数ゆえに、子どもたちの日常の姿をみることができるとして、保護者にも好評である。保護者へ家での姿とは違う子どもの成長している姿を見せることや伝えることで、子どもの成長には、園だけでなく、家庭、地域との連携が大切と意識してもらえるような実践をされている。